

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田布施町長 東 浩二

市町村名 (市町村コード)	田布施町 ( 343534 )
地域名 (地域内農業集落名)	田布施地区 ( 尾津東ほか55集落 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5 年 6 月 13 日 ( 第 1 回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

本町を含む南すおう地域は瀬戸内特有の温暖な気候であり、農地の大半を占める水田において水稻、大豆、麦などの土地利用作物や、野菜、果樹などが栽培されている。一方で、1戸当たり耕作面積は少なく、ほ場の形状も不整形でかつ狭小な農地が多い。さらには農産物価格の低迷や高齢化等により、農業就業人口の低下も著しく後継となる担い手が不足している。 【地域の基礎的データ】認定農業者:28名(うち個人17名(50歳以下2名)、うち法人11法人(集落営農法人4法人)) 主な作物:水稻、飼料用米、大豆、小麦、アスパラガス、いちご、イチジク
---

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農地基盤整備の遅れを解消するため、現在進められているほ場整備事業など土地改良事業等を積極的に推進し、優良農地の確保につとめるとともに、認定農業者等の担い手に農地を集積し、経営規模の拡大を図る。また、水田の汎用化対策を進め、大豆や小麦、園芸作物の安定生産を図るとともに、土地利用率の向上による収益力の強化を推進する。
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	784 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	462 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の整備に関する法律(法律第58号)第8条に基づき作成した「田布施町農業振興地域整備計画」で定める農用地等として利用すべき農用地区域とする。
---

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や集落営農組織を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積及びエリア分けによる団地化を推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
基盤整備事業実施済み農地を中心に、事業実施区域のまとまりにより農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地の集約化を目指す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在実施している国営緊急農地再編整備事業の完了を推進するとともに、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るために、農業上の利用が行われる農用地の大区画化・汎用化・排水対策等に資する基盤整備事業に引き続き取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
山口県やJA等の関係機関と連携し、既存の担い手として位置づけられた集落営農法人や大規模農家も含めた中核経営体が、効率的かつ安定的な経営が行えるよう関係機関において支援体制の確立を目指す。担い手が不足する場合は、町内外から多様な経営体を募集し生産農地をあっせんするなど、相談から定着までの取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るために防除作業はJA等のサービスを提供事業体へ委託を進めるとともに、それ以外の作業は受託先となりうる民間事業者の掘り起しに努め、遊休農地の発生防止を図る。また、集落営農組織へは集落営農法人連合体による農業支援サービスの活用を促進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①、②、⑦、⑧日本型直接支払(多面的機能、中山間、環境保全型農業)の取り組みにより、組織的に農業用施設の保全、管理等の実施、鳥獣害被害防止対策として侵入防止柵等設置や、集落点検等に取り組む。また、有機農業が可能な農業者はグループ化により組織単位での取り組みを行う。